**平成２８年（フ）第１４９１号**
愛知県豊明市間米町敷田1271番地247
破産者　有限会社名成工務店
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１５号**
三重県伊勢市岡本２丁目17番21号
破産者　山口貴久成
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２９年（フ）第１９号**
三重県志摩市磯部町上之郷392番地
破産者　南　　知子
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２８年（フ）第２８号**
神戸市長田区庄田町４丁目７番９号
破産者　アレキサンダーズ株式会社
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第１５８号**
神戸市中央区磯上通４丁目１番14号
破産者　有限会社フェリックス
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第２３号**
和歌山市元寺町２丁目24番地
破産者　株式会社アズハウス
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第１６０号**
和歌山県海南市重根1218番地の３
破産者　パコム株式会社
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第５２号**
北海道登別市若草町４丁目１番地５
破産者　株式会社あおきホーム
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２９年（フ）第４５号**
三重県伊賀市馬場1057番地
破産者　中森　寛幸
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

**平成２９年（フ）第２２号**
岡山市北区伊島町３丁目８番15号サンシャインα302、旧住所岡山市北区撫川244番地13
破産者　鷲尾　健治
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第１８７号**
岡山市南区西紅陽台１丁目58番地164
破産者　五十嵐祐史
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第２３号**
熊本県葦北郡芦北町大字芦北2291番地２
破産者　有限会社橋本商事
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所八代支部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２９年（フ）第３０１号**
仙台市太白区西中田６丁目21番１―106号
破産者　大塚日出男
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第４４０号**
仙台市泉区市名坂字野蔵101番地の46　メゾネットタウン市名坂Ａ―１、従前の住所仙台市泉区高玉町９―121　ラフィーネ高玉Ａ101
破産者　平良木康信
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第７５５号**
埼玉県川口市並木２丁目３番４―303号　ウィンベルソロ西川口第10
破産者　諸喜田恭平
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第４２４号**
川崎市麻生区下麻生２丁目37番１号
破産者　渡辺　　誠
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２９年（フ）第１４７号**
新潟市江南区砂山２丁目１番31号、前住所新潟市東区東中島１丁目５番19号
破産者　長谷部　望
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第１０６号**
長野県安曇野市穂高有明7319番地11
破産者　重野実喜子
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

**平成２８年（フ）第２０１０号**
愛知県知多市新知字加家ノ下58番地の15
破産者　羽生田麻里
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部